

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 29日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町2-14
氏 名 パナソニックホームズ株式会社 埼玉支社
支社長 大森俊明
電話番号 048-651-5620

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニックホームズ株式会社 埼玉支社
事業場の所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-14
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

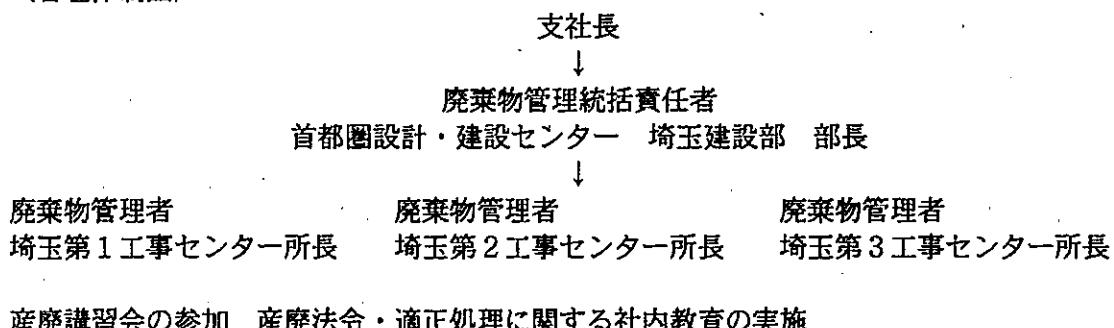
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	8,400,000,000円
③従業員数	119名(埼玉支社在籍者数)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→破碎(委託)→再生碎石として再生利用(委託) 廃プラ→破碎(委託)→主にプラ原料として再生利用(委託) 金属くず→破碎(委託)→鋼材原料として再生利用(委託) 木くず→破碎(委託)→主にチップとして再生利用(委託) 繊維くず→圧縮梱包(委託)→セメント原料として再生利用(委託) ガラス・陶磁器くず→破碎(委託)→主にセメント原料として再生利用(委託) 廃石膏ボード→乾燥混練(委託)→主に土壤改良剤として再生利用(委託) 石綿含有廃棄物→最終処分場に埋め立て処分(委託)

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（表1）	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	排出抑制を推進する現場パトロールの実施。 社内教育の再実施。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（表2）	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
分別方法の再教育を現場産廃パトロールを通じて実施する。 工場出荷部材の省梱包化。 プレカット品の推進。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築工事においては徹底した分別によりほぼ再利用されている。 解体工事では現場パトロール時に分別の指導を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体工事における産業廃棄物の「混合廃棄物」の発生抑制のため、個別指導を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（表3）	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託契約に基づき、委託可能な処理業者を選択している。 委託先の中間処分場については、年度契約ごとに現地確認を実施している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（表4）	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>委託契約上の処理ルートと実施の処理ルートの確認を実施する。 再生事業者登録業者や優良認定処理業者への委託割合を増やす。</p>			
※事務処理欄			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

表 1 現状
前年度(令和4年度)実績

がれき類	コンクリートがら	1741.4	t
	アスコンがら	35.52	t
	その他がれき類	66.304	t
ガラス・陶磁器くず		13.8	t
廃プラスチック類		37.905	t
金属くず		93.921	t
石綿含有産業廃棄物(安定型)がれき類		0	t
伐採材・伐根材		30.8	t
木くず		2878.88	t
繊維くず		2.0208	t
廃石膏ボード		63.4	t
石綿含有産業廃棄物(安定型)ガラス・コンクリート・陶磁器		0	t
混合(管理型)		64.116	t
混合(解体系)		0	t
合計		5028.067	t

5028.0668

表 2 計画
【目標】

1600	t
30	t
60	t
10	t
35	t
90	t
2	t
20	t
2500	t
1	t
60	t
2	t
60	t
1	t
4471	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

表 3 現状

前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	全処理委託量					
		優良認定 処理業者への 処理委託量	再生利用 業者への 処理委託量	認定熱回収 業者への 処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	
がれき類	コンクリートがら	1741.4 t	0 t	1741.4 t	0 t	0 t
	アスコンがら	35.52 t	0 t	35.52 t	0 t	0 t
	その他がれき類	66.304 t	0 t	66.304 t	0 t	0 t
ガラス・陶磁器くず	13.8 t	0 t	13.8 t	0 t	0 t	
廃プラスチック類	37.905 t	7.98 t	29.925 t	0 t	0 t	
金属くず	93.921 t	0 t	93.921 t	0 t	0 t	
石綿含有産業廃棄物(安定型)がれき類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
伐採材・伐根材	30.8 t	0 t	30.8 t	0 t	0 t	
木くず	2878.88 t	0 t	2878.88 t	0 t	0 t	
繊維くず	2.0208 t	0 t	2.0208 t	0 t	0 t	
廃石膏ボード	63.4 t	0 t	63.4 t	0 t	0 t	
石綿含有産業廃棄物(安定型)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
混合廃棄物(管理型)	64.116 t	0 t	64.116 t	0 t	0 t	
混合廃棄物(解体系)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
合計	-5028.067 t	7.98 t	-5020.00 t	0 t	0 t	
	5028.068		5020.0868			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

表 4 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量					
		優良認定 処理業者への 処理委託量	再生利用 業者への 処理委託量	認定熱回収 業者への 処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	
がれき類	コンクリートがら	1600 t	0 t	1600 t	0 t	0 t
	アスコンがら	30 t	0 t	30 t	0 t	0 t
	その他がれき類	60 t	0 t	60 t	0 t	0 t
ガラス・陶磁器くず	10 t	0 t	10 t	0 t	0 t	
廃プラスチック類	35 t	10 t	25 t	0 t	0 t	
金属くず	90 t	0 t	90 t	0 t	0 t	
石綿含有産業廃棄物(安定型)がれき類	2 t	0 t	2 t	0 t	0 t	
伐採材・伐根材	20 t	0 t	20 t	0 t	0 t	
木くず	2500 t	0 t	2500 t	0 t	0 t	
繊維くず	1 t	0 t	1 t	0 t	0 t	
廃石膏ボード	60 t	0 t	60 t	0 t	0 t	
石綿含有産業廃棄物(安定型)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	2 t	0 t	2 t	0 t	0 t	
混合廃棄物(管理型)	60 t	0 t	60 t	0 t	0 t	
混合廃棄物(解体系)	1 t	0 t	1 t	0 t	0 t	
合計	4471 t	10 t	4461 t	0 t	0 t	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。